

非肥満血圧高値者等対策業務及び適正服薬対策業務（その2） 仕様書

この仕様書は、非肥満血圧高値者等対策業務及び適正服薬対策業務（その2）の実施について、必要な仕様を定める。

1 業務の目的

堺市国民健康保険被保険者で、特定健康診査（人間ドックを含む。以下「特定健診」という。）の結果、肥満ではない（腹囲が男性 85 cm未満、女性 90 cm未満又は BMI が 25 kg/m²未満。以下「非肥満」という。）者のうち、血圧高値者、血糖高値者又はコレステロール高値者で、かつ、医療機関の未受診者に対して受診勧奨を行い受診や治療を促すことで、被保険者の生活習慣病の重症化を予防する。

また、重複・多剤服薬等服薬状況が適切でない堺市国民健康保険被保険者を対象として、個別通知や保健指導等により、被保険者の健康被害を防止するとともに、医療費適正化を図る。

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

受注者の事務所及び発注者が許可した場所

4 業務内容

(1) 非肥満血圧高値者等対策業務

4 (1) エの実施時期や、6 の予定数量を踏まえて実施すること。

ア 取組項目

(ア) 非肥満血圧高値者対策

(イ) 非肥満血糖高値者対策

(ウ) 非肥満コレステロール高値者対策

イ 対象者

特定健診受診者のうち、特定健診の結果が次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかの条件を満たす者を対象者とする。

（ア）非肥満かつ収縮期血圧 140mmHg 以上又は拡張期血圧 90mmHg 以上の者で、対象者抽出時、直近3か月間で医療機関未受診の者

（イ）非肥満かつHbA1c6.5%以上又は空腹時血糖 126mg/dL 若しくは随時血糖 200mg/dL 以上の者で対象者抽出時、直近3か月間で医療機関未受診の者

（ウ）非肥満かつ中性脂肪 300mg/dL 以上又は LDL コレステロール 160 mg/dL 以上又は Non-HDL コレステロール 180mg/dL 以上又は HDL コレステロール 34mg/dL 以下の者で、対象

者抽出時、直近3か月間で医療機関未受診の者

ウ 実施内容

(ア) 令和7年度医療機関受診勧奨の効果検証

受注者は、発注者が提供するデータを元に、令和7年度の委託事業者が受診勧奨を行った対象者について、受診勧奨の結果、実際に医療機関を受診したかどうか、勧奨後のレセプトデータを元に確認を行う。提供データは「5 業務に必要なデータの提供」を参照すること。

(イ) 医療機関受診勧奨通知（以下「受診勧奨通知」という。）の作成

受注者は、4(1)イの対象者へ医療機関の受診勧奨を行う文書としてカラー刷りの圧着はがき(100×148mm、Z型)案を、契約締結後1か月以内に、発注者に提案すること。

上記の通知サイズ等に対応不可の場合は、契約締結後1か月以内に、代替案を発注者に提案し、通知のレイアウトに関して発注者と協議のうえ、決定すること。

受診勧奨通知の記載内容については、4(1)アの(ア)(イ)(ウ)の計3種類とするが、発注者の指示により、1種類又は2種類に変更する場合がある。

受診勧奨通知には、対象者が受診した特定健診の検査数値(血圧高値者は血圧に関する検査数値、血糖高値者は血糖に関する検査数値、コレステロール高値者はコレステロールに関する検査数値)を掲載すること。

発行元は「堺市 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課」とし、問合せ先には4(1)ウ(カ)のコールセンターの電話番号等を記載すること。

その受診勧奨通知案をもとに、発注者が関係機関と調整を行うため、発注者が求めた場合は、関係機関の意見を反映させた受診勧奨通知案を、速やかに発注者にデータで提供すること。データについて、PDFデータ及びWORD等、発注者が加工可能なデータを発注者に納品すること。

また、関係機関との調整にあたり、発注者が求めた場合は、紙サンプルを随時納品すること。

その後、発注者が関係機関等の了解を得たうえで、受診勧奨通知データの校了とする。その際、発注者に、決定したサンプルを10部納品すること。

(ウ) 対象者の抽出

対象者の抽出は、発注者が提供するデータを元に、発注者が提供する抽出条件を踏まえて、受注者がCSVデータで対象者を抽出する。提供データは「5 業務に必要なデータの提供」を参照すること。

対象者数は、延べ1,900人程度と想定するが、あくまで想定人数のため、その数を保証するものではない。

令和8年8月以降、毎月上旬頃に、発注者から受注者にCSVデータを提供する。

(エ) 受診勧奨通知サンプルの印刷及び納品

受注者は、校了後の受診勧奨通知サンプル及び本事業の実施協力依頼文等を、印刷の上、クリアファイル（受注者が用意）に入れた 650 セットを、発注者が指定した期日までに一般社団法人堺市医師会事務局に納品すること。

なお、サンプル以外の本事業の実施協力依頼文等について、いずれも発注者が原稿を用意する。

(オ) 受診勧奨通知の発送

受注者は、上記 4 (1) ウ (イ) で作成した受診勧奨通知について、抽出した対象者に発送する。なお、毎月、発送予定日の 3 営業日までに発注者から指示があった対象者については抜取り対応を行い、発送対象から除外する。

受注者は受診勧奨通知発送前に、堺市国民健康保険の資格の有無を確認の上、有資格者のみに発送する。発送に係る費用（受診勧奨通知作成料、送料など）については、すべて受注者が負担すること。

また、同一対象者で、4 (1) イ (ア) ～(ウ)のうち、2 つ以上に該当する者に、2 種類以上の受診勧奨通知を発送する場合は、個別に発送する。

発送は、令和 8 年 9 月以降、毎月、中旬に、受注者から発送すること。その都度、受注者は、日本郵便株式会社が発行した、受診勧奨通知の発送件数が分かる書類を発注者へ提出すること。

(カ) 専門職によるコールセンターの設置（受診確認の架電及び問合せ対応）

受注者は、まず、令和 8 年 9 月に、受診勧奨通知（以下「受診勧奨通知①」という。）送付後、対象者の内、発注者が電話番号を把握している者で、かつ、4 (1) イ (ア) ～(ウ)のそれぞれで重症度の高い者から上位 10 人を抽出し、医療機関の受診勧奨を行う。

令和 8 年 10 月に、受診勧奨通知（以下「受診勧奨通知②」という。）送付後、受診勧奨通知①の架電対象者の内、電話が不通の者及び受診勧奨通知②の対象者の内、発注者が電話番号を把握している者で、かつ、4 (1) イ (ア) ～(ウ)のそれぞれで重症度の高い者から上位 10 人を抽出し、医療機関の受診勧奨を行う。

4 (1) イ (ア) ～(ウ)の内、2 つ以上の条件に該当する者は、最も重症度の高い条件の該当者として計上すること。

令和 8 年 11 月以降、前回の架電対象者の内、電話が不通の者及び該当月の架電対象者へ医療機関の受診勧奨を行う。

各月、最大 60 人（(ア) 20 人、(イ) 20 人、(ウ) 20 人）への架電を 7 か月行うため、架電件数は年間 420 件程度と想定する。

通知対象者や医療機関等からの問合せや架電実績について、内容を具体的に記録し、設置期間終了の翌日から起算して 1 か月（土曜、日曜及び祝日を含む。）以内に発注者へ報告すること。ただし、令和 9 年 3 月に設置するコールセンターの記録内容は年度内に発注者へ報告すること。

受注者は、発注者が作成するトークスクリプトやQ&Aに沿って、原則として対応を行う。想定される問合せ内容としては、「勸奨の通知が届いたが、何をすればいいのか。」「特定健診情報は個人情報に当たると思うが、どこから得た情報か。」などが想定される。

設置期間	令和8年9月以降、毎月、発送日の翌々営業日から10日間（土曜、日曜及び祝日を除く。）
対応時間	9：00～17：30
人員体制	薬剤師、看護師、保健師または管理栄養士の資格を持つ者1名以上
その他	電話回線は1回線以上用意するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

エ 実施時期

契約締結後10日以内 (受注者) 受診勧奨通知案の提示
 令和8年7月下旬まで (発注者) 受診勧奨通知案について、関係機関との調整
 令和8年8月中旬 (受注者) 受診勧奨通知案等を堺市医師会事務局に納品
 ☆令和8年8月中旬 (受注者) 被保険者マスタデータ、令和8年8月(予定)時点で発注者が抽出した特定健診結果データ、令和8年4月から6月受診分までのレセプトデータ提供
 令和8年8月下旬まで (受注者) 受診勧奨通知校了
 令和8年8月末【目途】 (受注者) 令和7年度の効果検証結果を報告
 ☆令和8年9月上旬 (受注者) 受診勧奨通知発送対象者抽出
 ☆令和8年9月中旬 (受注者) 受診勧奨通知発送
 ☆発送日の翌々営業日から10日間 (受注者) コールセンター開設
 令和8年9月以降、令和9年3月まで、毎月☆を実施する。
 令和9年3月下旬 (受注者) 効果測定
 対象レセプト: 令和8年9月～令和9年1月診療分
 令和8年10月以降、4(1)イ(ア)～(ウ)のそれぞれで重症度の高い者から上位10人(計30人)と合わせて、前回の架電対象者の内、電話が不通の者に架電による受診勧奨を行う。

毎月中旬に、発注者から受注者に提供する特定健診結果データ及びレセプトデータについては、最新のデータとなる。

ただし、発注者と関係機関の十分な事前調整が必要であるため、4(1)イ(ア)～(ウ)へ受診勧奨通知を発送する時期については後ろ倒しとなる可能性がある。

(2) 適正服薬対策業務

4 (2) ウの実施時期や6の予定数量を踏まえて実施すること。

ア 取組項目

(ア)重複服薬対策

(イ)多剤服薬対策

イ 実施内容

(ア)対象者条件の提案

受注者は、過去に受注した類似業務の実績や他自治体実施状況などを調査し、それらを踏まえて各取組内容の対象者条件について、契約後速やかに発注者に提案すること。

発注者が提供するデータから抽出した、被保険者の薬剤情報をもとに、対象者数の想定を行うこと。抽出条件は、より健康被害が生じやすく、かつ通知によって改善が見込まれるものを提案すること。抽出条件については、受注者が、以下に記載した内容で条件の設定を行い、発注者は、その提案をもとに関係機関と調整の上、対象者条件を決定する。

① 対象薬剤：内服薬

② 除外医薬品…生薬、治療を目的としないもの(処置薬、診断薬)、麻薬

③ 除外対象者：がん治療者、腎不全、入院レセプトがある者

④ 抽出単位：4 (2) ア(ア)の場合、薬価基準収載医薬品コードが同一かどうかで判断し、同一薬効でも成分が異なる医薬品は重複服薬に該当しないものとする

4 (2) ア(イ)の場合、医薬品コードが同一かどうかで判断する

⑤ 処方日数：7日以上

(イ)対象者の抽出

発注者から提供するレセプトデータ（医科入院・医科外来・歯科・調剤）及び4 (2) イ(ア)で決定した対象者条件により重複服薬者及び多剤服薬者を抽出する。受注者は抽出した対象者について勧奨すべきでない者が含まれていないか、1名以上の医療専門職によるチェックを行うこと。

(ウ)医療機関等相談勧奨通知（以下「相談勧奨通知」という。）のデザイン提案、作成

受注者は、医療機関等相談勧奨通知として、カラー刷りの圧着はがき（100×148mm、Z型）案を、契約締結後1か月以内に、発注者に提案すること。

上記の通知サイズ等に対応不可の場合は、契約締結後1か月以内に、代替案を発注者に提案し、通知のレイアウトに関して発注者と協議のうえ、決定すること。

相談勧奨通知の記載内容については、4 (2) アの (ア) (イ) の計2種類とする。

なお、相談勧奨通知案は以下のA～Eの内容を全て記載した内容とすること。

A 宛名

B 処方された医薬品・受診状況に係る明細

（レセプトデータをもとに、調剤日、医薬品名、薬局（医療機関）名、効能、処

方日数等について記載する。) なお、重複服薬に関する明細について、対象者ごとに同一成分の医薬品へ同じ番号(例：1, ①)を付番すること。

C 相談勧奨案内

(かかりつけ医や、かかりつけ薬局への相談を促す内容を記載する。)

D 重複服薬又は多剤服薬の防止に関する啓発事例

E 「医療機関等相談勧奨通知」にかかる問合せ先

発行元は「堺市 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課」とし、問合せ先には4(2)イ(カ)のコールセンターの電話番号等を記載すること。

その相談勧奨通知案をもとに、発注者が関係機関と調整を行うため、発注者が求めた場合は、関係機関の意見を反映させた相談勧奨通知案を、速やかに発注者にデータで提供すること。データについて、PDF データ及びWORD等、発注者が加工可能なデータを発注者にも納品すること。

また、関係機関との調整にあたり、発注者が求めた場合は、紙サンプルを随時納品すること。

その後、発注者が関係機関等の了解を得たうえで、相談勧奨通知データの校了とする。その際、発注者に、決定した紙サンプルを10部納品すること。

(エ) 相談勧奨通知サンプルの印刷及び納品

受注者は、校了後の相談勧奨通知サンプル及び本事業の実施協力依頼文等を、印刷の上、クリアファイル(受注者が用意)に入れた約925セットを、発注者が指定した期日までに一般社団法人堺市医師会事務局及び一般社団法人堺市薬剤師会事務局に納品すること。

なお、相談勧奨通知データ以外の本事業の実施協力依頼文等について、いずれも発注者が原稿を用意する。

(オ) 相談勧奨通知の発送

受注者は、4(2)イ(ウ)で作成した相談勧奨通知について、抽出した対象者に発送する。なお、発注者から指示があった対象者については抜取り対応を行い、発送対象から除外する。発送に係る費用(相談勧奨通知作成料、送料など)については、すべて受注者が負担すること。

また、同一対象者で、4(2)イ(ウ)Bの明細が複数枚にわたる場合は、相談勧奨通知をその枚数分、発送するものとし、複数枚ある内、どの通知が何枚目か分かるようナンバリングの上、個別に発送する。

(カ) 専門職によるコールセンターの設置(通知対象者及び医療機関等からの問合せ対

応)

受注者は相談勧奨通知送付後、以下のとおり問合せ対応窓口を設置すること。問合せ内容は具体的に記録し、設置期間終了の翌日から起算して1か月（土曜、日曜及び祝日を含む。）以内に発注者へ報告すること。受注者は、原則、発注者が作成するトークスクリプトやQ&Aに沿って対応を行う。想定される問合せ内容としては、「勧奨の通知が届いたが、どこに相談すればいいのか。」「服薬情報は個人情報に当たると思うが、どこから得た情報か。」などが想定される。

設置期間	発送日の翌々営業日から7日間（土曜、日曜及び祝日を除く。）
対応時間	9：00～17：30
人員体制	薬剤師、看護師または保健師の資格を持つ者1名以上
その他	電話回線は1回線以上用意するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

(キ) 架電又は訪問による保健指導

受注者は、次のA～Dの順に、薬剤師、看護師又は保健師の資格を持つ者により、架電又は訪問による保健指導を行う。

A 4(2)イ(イ)で抽出した重複服薬及び多剤服薬勧奨対象者のうち、発注者が電話番号を把握している者で、重複服薬者については重症度の高い者から上位100人を抽出する。重症度に係る順位のつけ方は、薬効や服薬量等を元に、受注者と発注者が協議の上決定する。多剤服薬者については、発注者のうち電話番号を把握している者全員を抽出する。

B Aで抽出した者を対象に、薬剤師、看護師又は保健師等、医療専門職が架電による保健指導を行い、受診及び服薬に関する指導を行う。

さらに希望者を対象に、訪問による保健指導を実施する。保健指導が完了次第、その日時等について発注者に報告する。

C 架電又は訪問による保健指導の内容は次の(A)～(I)のとおりとする。

(A) 対象者が病状についてどのように認識しているかを把握し、必要な助言等を行うこと。

(B) 対象者の傷病治癒、健康の保持増進に必要な知識の提供を行うこと。

(C) 受診及び服薬等に関する支援、指導を行うこと。

(D) かかりつけ医・かかりつけ薬局の適正な受診方法、お薬手帳の活用等の助言を行うこと。

(E) 薬剤等が重複することによる身体への影響等の説明を行うこと。

(F) ジェネリック医薬品を使用していない場合は、説明及び活用の推奨を行うこと。

(G) 対象者及び家族からの質問や疑問に答えるとともに、必要な場合は対象者及び家族への健康相談、助言を行うこと。

(H) 対象者が、特定健診未受診の場合は、受診勧奨を行うこと。

(I) その他、必要に応じて、上記以外の健康、介護予防及び医療に関する指導、助言を行うこと。

D 架電又は訪問による保健指導については、内容を具体的に記録すること。また、当該記録は保健指導終了後1か月（土曜、日曜及び祝日を含む。）以内に、発注者に報告すること。

ウ 実施時期

令和8年8月下旬まで	(受注者)相談勧奨通知案の提示
令和8年9月中旬まで	(受注者)事業対象者の想定人数を報告 対象レセプト:令和7年10月～令和8年6月診療分
令和8年10月上旬まで	(発注者)相談勧奨通知案及び対象者の抽出条件について、関係機関との調整
令和8年10月中旬	(受注者) 相談勧奨通知案等を堺市医師会事務局及び堺市薬剤師会事務局に納品
令和8年10月下旬	(受注者)相談勧奨通知発送対象者の抽出 対象レセプト:令和7年10月～令和8年6月診療分
令和8年11月上旬	(受注者) 相談勧奨通知校了
令和8年11月下旬	(受注者) 相談勧奨通知発送
令和8年11月下旬以降7日間	(受注者) コールセンター開設
令和8年11月下旬～12月下旬	(受注者) 専門職による架電又は訪問による保健指導
令和9年3月	(受注者) 効果測定 対象レセプト:令和8年11月～令和9年1月診療分

ただし、発注者と関係機関の十分な事前調整が必要であるため、4(2)イ(イ)で抽出した対象者へ相談勧奨通知を発送する時期については後ろ倒しとなる可能性がある。

5 業務に必要なデータの提供

(1) 発注者から受注者へのデータ提供の時期及び提供するデータの種別は次表のとおりとする。ただし、次表に記載のないデータで、業務上必要なデータがある場合は、そのデータの必要性及び提供時期について、受注者と発注者で協議の上、決定する。

〈データの提供時期及び提供するデータの種別〉

データ提供時期※(予定)	提供するデータの種別
令和8年6月	・令和7年度の医療機関受診勧奨対象者リスト ・令和8年2月～令和8年4月受診分のレセプトデータ
令和8年8月	・8月1日時点の被保険者マスタデータ(電話番号含む。) ・令和8年5月～令和8年6月受診分のレセプトデータ ・令和8年8月時点の、発注者から対象者に送付した、特

	定健診結果データ
令和8年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・9月1日時点の被保険者マスタデータ（電話番号含む。） ・令和8年7月受診分のレセプトデータ ・令和8年9月時点の、発注者から対象者に送付した、特定健診結果データ
令和8年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・10月1日時点の被保険者マスタデータ（電話番号含む。） ・令和8年8月受診分のレセプトデータ ・令和8年10月時点の、発注者から対象者に送付した、特定健診結果データ
令和8年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・11月1日時点の被保険者マスタデータ（電話番号含む。） ・令和8年9月受診分のレセプトデータ ・令和8年11月時点の、発注者から対象者に送付した、特定健診結果データ
令和8年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・12月1日時点の被保険者マスタデータ（電話番号含む。） ・令和8年10月受診分のレセプトデータ ・令和8年12月時点の、発注者から対象者に送付した、特定健診結果データ
令和9年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日時点の被保険者マスタデータ（電話番号含む。） ・令和8年11月受診分のレセプトデータ ・令和9年1月時点の、発注者から対象者に送付した、特定健診結果データ
令和9年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・2月1日時点の被保険者マスタデータ（電話番号含む。） ・令和8年12月受診分のレセプトデータ ・令和9年2月時点の、発注者から対象者に送付した、特定健診結果データ
令和9年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和9年1月受診分のレセプトデータ

※毎月20日頃、令和9年3月分は10日頃（20日又は10日が閉庁日の場合は翌開庁日）

件数例（令和7年7月受診分）	ファイル名
医科（外来）103,741件／月	医科（外来）：21_RECDEINFO_MED.CSV
医科（入院）1,419件／月	医科（入院）：22_RECDEINFO_DPC.CSV
歯科27,482件／月	歯科：23_RECDEINFO_DEN.CSV
調剤63,915件／月	調剤：24_RECDEINFO_PHA.CSV

(2)データの引渡しに係る費用は、すべて受注者の負担とする。データの引渡し方法は、後記

8 (3) 及び9 (1) に十分留意した方法で行うものとする。

6 予定数量

単価契約となる部分の業務について、予定数量を次表のとおりとする。

なお、数量は予定であるため、その数を保証するものではない。

仕様書 該当箇所	業務内容	予定数 量 (件)
4(1)ウ (エ)(オ)	非肥満血圧高値者向け医療機関受診勧奨通知の印刷・送付	700
4(1)ウ (エ)(オ)	非肥満血糖高値者向け医療機関受診勧奨通知の印刷・送付	500
4(1)ウ (エ)(オ)	非肥満コレステロール高値者向け医療機関受診勧奨通知の印刷・送付	700
4(2)イ (エ)(オ)	重複服薬に関する医療機関等相談勧奨通知の印刷・送付	500
4(2)イ (エ)(オ)	多剤服薬に関する医療機関等相談勧奨通知の印刷・送付	50

7 成果物

次の(1)から(5)までを本業務の成果物とする。なお、本業務の成果物については、発注者に著作権を無償で譲渡し、発注者の承諾なく本業務の目的以外で使用できない。また、発注者が提供したデータや、業務上生成した統計データについても同様である。

- (1) 4(1)ウ(イ)及び(2)イ(ウ)の医療機関受診勧奨通知、医療機関等相談勧奨通知のサンプル及び原稿データ
- (2) 4(1)ウ(ウ)及び(2)イ(イ)の医療機関受診勧奨、医療機関等相談勧奨対象者リスト(CSVデータ形式)
- (3) 4(1)ウ(オ)の日本郵便株式会社が発行した、受診勧奨通知の発送件数が分かる書類
- (4) 4(1)ウ(カ)及び(2)イ(カ)のコールセンター(件数、日時、対象者、通話内容)の記録
- (5) 4(2)イ(キ)Aの架電対象者抽出リスト

- (6) 4(2)イ(キ)Cの架電又は訪問による保健指導の記録（保健指導日時、保健指導担当者、対象者の情報及び聞き取り内容、及び支援内容）

8 セキュリティ

(1) 秘密の保持

ア 当該委託業務の契約の期間中又はこの契約が終了し、若しくは解除された後において、この契約に係る業務上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならず、また不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関する必要な事項を従事者に周知しなければならない。

イ 発注者が保有する個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に関する必要な措置を講じること。

(2) 管理責任体制等

ア データ保護、機密保護等に関する規程の整備がなされていること。

イ プログラム管理責任者、機械操作責任者、記録媒体責任者等の各部門における責任体制を確保すること。

ウ データ保護、機密保護等について管理簿を用いる等の確かつ具体的な管理を行うこと。

(3) データの引渡し

発注者と受注者の間における個人情報等の機密事項を含むデータの引渡しについては、施錠可能なケースでの運搬など、機密事項保護の安全対策を講じること。

(4) データ管理

ア プログラム、USBメモリなどの外部記録媒体、入力帳票の管理について、管理簿等による的確な管理を行うこと。

イ プログラム、USBメモリなどの外部記録媒体等の使用及び提供に関し、制限又は禁止の措置が講じられていること。

ウ データを取り扱う端末機等作業機器については、インターネット等外部ネットワーク環境から隔絶すること。

エ データを取り扱う端末機等作業機器は不正プログラム対策ソフト等のセキュリティ対策を適切に行うこと。なお、不正プログラム対策ソフトや端末にインストールされているソフトウェアは最新の状態を保つこと。

オ その他、データの適切な管理のために必要な技術的、物理的、人的な対策を行うこと。

(5) 施設管理

- ア データの保管庫を設置し、施錠できること。特に、重要なデータについては、耐火金庫を設置し、これを保管するなどの安全対策が講じられていること。
- イ 機械室、データ保管室、作業室などの入退室の規制措置が図られていること。

(6) 運用管理

- ア 業務処理計画を策定し、計画的な運営により業務を履行すること。
- イ 作業指示書及び作業結果報告書を作成し、これらへのチェックなどの措置が講じられていること。
- ウ 事故又は不測の事態に備え、対策が講じられていること。
- エ 業務に使用する端末機その他の作業機器の識別に関し、コード設定を行うなどの対策が講じられていること。

(7) プライバシーポリシー等の策定

- ア 個人情報保護対策の客観的評価のため、この業務を受注するにあたっては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)による「プライバシーマーク」、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターまたは、JIPDEC が認定した認証機関による「ISMS(Information Security Management System)」、一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構が認定した民間事業者等による「JAPHIC マーク」等個人情報について適切な保護措置等を講ずる体制等を整備していることの認証等を得ていること。
- イ 本市の要請がある場合は、それを証する書類を本市へ提出すること。

9 その他

(1)業務に用いるデータの提供等

- ア 対象者の抽出に必要な業務データは、発注者が受注者に対し、必要な時期に必要な範囲で提供する。
- イ 業務データの種類及び範囲・数量及びデータの提供時期については、5(1)のとおりとする。
- ウ 業務データは、発注者が USB メモリなどの外部記録媒体に書き込み、受注者へ提供する。USB メモリなどの外部記録媒体へ書き込む業務データは、暗号化やパスワード設定を実施する。なお、USB メモリなどの外部記録媒体はパスワード暗号化機能及びウイルス対策機能を有するものを、発注者が準備するものとする。
業務データの提供に使用した USB メモリなどの外部記録媒体は、受取後原則 1 週間以内に発注者に返還することとし、返還の際は、USB メモリなどの外部記録媒体内のデータを削除すること。
- エ 本市が提供した資料、業務データ等の複写を禁止する。
- オ 本市が提供した資料、業務データ等が不要になった場合、即座に削除、返却すること。

- (2) 本業務を実施するに当たっては、労働基準法、堺市情報セキュリティポリシーのほか、関係する法令を遵守し、仕様書に従い忠実に履行しなければならない。
- (3) この仕様書の記載事項の準拠並びに業務の履行及び進捗を確認するため、発注者の要求がある場合は、発注者の職員が当該業務の履行に関連する受注者の施設等を検査及び立会いすることについて協力すること。
- (4) 受注者はこの仕様書に基づき、発注者の指示に従うこと。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。